

第 13 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(令和 6 年 1 1 月 1 1 日変更)

(令和 7 年 3 月 2 7 日変更)

茨 城 県

目 次

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	1
第三 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方	1
1 希少鳥獣	1
(1) 対象種	1
(2) 保護及び管理の考え方	1
2 狩猟鳥獣	2
(1) 対象種	2
(2) 保護及び管理の考え方	2
3 外来鳥獣	2
(1) 対象種	2
(2) 管理の考え方	2
4 指定管理鳥獣	2
(1) 対象種	2
(2) 管理の考え方	2
5 一般鳥獣	3
(1) 対象種	3
(2) 保護及び管理の考え方	3
6 茨城県における鳥獣の保護及び管理のための計画	3
第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	3
1 鳥獣保護区指定の目的と意義	3
2 鳥獣保護区の指定	3
(1) 方針	3
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	5
3 特別保護地区の指定	7
(1) 方針	7
(2) 特別保護地区の指定計画	8
4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	8
5 休猟区の指定	8
6 鳥獣保護区の整備等	9
第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
(1) 方針	9
(2) 人工増殖計画	9
2 放鳥獣	10
(1) 方針	10
(2) 放鳥計画	10
(3) 放獣計画	10

第六	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	10
(2)	許可に当たっての条件の考え方	11
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	11
(4)	許可権限の市町村長への移譲	12
(5)	捕獲実施に当たっての留意事項	12
(6)	捕獲物又は採取物の処理等	12
(7)	錯誤捕獲の防止	13
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	13
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	13
2	学術研究を目的とする場合	13
(1)	学術研究	13
(2)	標識調査（環境省足環を装着する場合）	15
3	鳥獣の保護を目的とする場合	15
(1)	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	15
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	16
(3)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	16
4	鳥獣の管理を目的とする場合	16
(1)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	16
(2)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	20
5	その他特別の事由の場合	21
6	鳥類の飼養の適正化	22
(1)	方針	22
(2)	適正化に向けた方策	22
7	販売禁止鳥獣等の販売許可	23
(1)	許可の考え方	23
(2)	許可の条件	23
第七	特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項	23
1	特定猟具使用禁止区域の指定	23
(1)	指定の方針	23
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	24
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	25
2	猟区の設定等	27
(1)	設定の方針	27
(2)	認可の方針	27
3	指定猟法禁止区域の指定等	27
(1)	指定の方針	27
(2)	許可の方針	27
第八	特定計画の作成に関する事項	28
1	特定計画の作成に関する方針	28
(1)	第一種特定鳥獣保護計画	28
(2)	第二種特定鳥獣管理計画	28
2	特定計画に基づく対策の推進	28
3	特定計画対象種以外の対策の推進	28

第九	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	29
1	方針	29
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	29
(1)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	29
(2)	狩猟鳥獣生息状況調査等	29
(3)	第二種特定鳥獣の生息状況等調査	30
第十	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	31
1	鳥獣行政担当職員	31
(1)	方針	31
(2)	配置計画	31
(3)	研修計画	32
2	鳥獣保護管理員	32
(1)	方針	32
(2)	配置計画	32
(3)	年間活動計画	32
(4)	研修計画	33
3	鳥獣の保護及び管理の担い手の育成	33
(1)	方針	33
(2)	実施計画	33
4	鳥獣センターの設置	33
(1)	方針	33
(2)	鳥獣センターの施設概要	34
5	取締り	34
(1)	方針	34
(2)	年間計画	35
6	必要な財源の確保	35
第十一	その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項	35
1	狩猟の適正化	35
2	傷病鳥獣救護への対応	35
(1)	方針	35
(2)	救護を行うに当たっての留意事項	36
3	感染症等への対応	36
(1)	方針	36
(2)	具体的な対応	37
4	普及啓発	37
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	37
(2)	安易な餌付けの防止	38
(3)	法令の普及徹底	38
(4)	獣肉等の有効活用	38

はじめに

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民の暮らしを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものです。

このため、茨城県では、人と鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として鳥獣を適切に保護・管理することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 1 条の目的を達成するため、第 13 次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定めます。

第一 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

第二 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

現在、我が国では、絶滅のおそれがある鳥獣が存在する一方、生息数の増加や生息地の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣も存在しています。

人口減少・高齢化が進行し、人間活動が縮小していく中で、これらの鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっています。

また、狩猟は単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしていますが、狩猟者の減少や高齢化が進行していることから、捕獲技術等を十分に有した狩猟者の育成及び確保が喫緊の課題となっています。さらに、狩猟による事故や違反行為の防止等、狩猟の適正化を図ることも求められています。

鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとします。

第三 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方

1 希少鳥獣

（1）対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣、さらに、これらには該当しないものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるもの並びに茨城県のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣とします。なお、対象種は、それぞれのレッドリストの見直しに合わせて見直すものとします。

(2) 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて保護及び管理に関する計画を作成します。

また、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地の保護区の指定を検討し、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととします。

2 狩猟鳥獣

(1) 対象種

環境省令で定める鳥獣とします。

(2) 保護及び管理の考え方

県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図ります。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行いません。

3 外来鳥獣

(1) 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とします。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の扱いとします。

(2) 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図ります。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物については、各防除主体が効果的な防除を実施できるよう支援します。

4 指定管理鳥獣

(1) 対象種

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として環境省令で定めるものとします。

(2) 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進します。

第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標

達成状況の評価に努めます。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとともに、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施します。

さらに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等との整合を図ります。

5 一般鳥獣

（１）対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とします。

（２）保護及び管理の考え方

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じます。

また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図ります。

6 茨城県における鳥獣の保護及び管理のための計画

生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣（環境省令により定める希少鳥獣を除く。）については、第一種特定鳥獣と位置付け、第一種特定鳥獣保護計画の策定、実施により、地域個体群の存続を図ることとします。また、生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣については、第二種特定鳥獣と位置付け、第二種特定鳥獣管理計画の策定・実施により、鳥獣による被害の防止を図ります。

第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものです。

2 鳥獣保護区の指定

（１）方針

①中長期的な指定方針

本県は、多くの河川や湖沼、美しい山なみや海岸など変化に富んだ地形に加え、

暖帯と温帯の境界に位置するとともに、沖合では暖流と寒流が出合うため、多種多様な生物が多く生息しています。

北部は、阿武隈山地の南端である多賀山地と八溝山地を中心に低い山が連なった山間地からなっており、また、南部は、関東平野の東部に位置し、中央には筑波山、東部には霞ヶ浦と水郷地帯があります。西部には鬼怒川、小貝川が利根川に注ぎ、その両河川流域には平坦な農耕地が広がっています。

海岸線の延長は約 190 キロメートルに及び、北部では断崖と砂浜が連続する変化に富んだ景観を呈していますが、南下するに従い平坦な砂浜海岸となっています。

このように変化に富んだ良好な自然環境は、多様な野生生物の生息に適しており、全国的にも希少な種が多くみられることから、県版レッドリストには、鳥類については利根川周辺のオオセッカ、稲敷市に飛来するオオヒシクイ等 68 種、また、ほ乳類については全国的にも希少なホンダオコジョやヤマネ等 13 種を選定しています。

これらの野生鳥獣を保護するため、本県では、第 12 次鳥獣保護管理事業計画（以下「第 12 次計画」という。）までに鳥獣保護区を 79 箇所 59,367 ヘクタール（県土面積の約 9.7%）指定していますが、近年のアウトドアブーム等により県民の自然環境に対する関心が高まるなかで、野生生物の保護や自然環境の保全について県民の理解を促進していく必要があります。

また、霞ヶ浦など※については、ラムサール条約への登録に向けた条件整備のため、周辺市町村をはじめ関係団体等に対し、鳥獣保護区の指定について協力を求めています。

このようなことから、本計画においては、次の方針に基づき鳥獣保護区の指定を行っていくものとします。

※本県のラムサール条約登録湿地の潜在候補地：霞ヶ浦及び北浦、利根川下流域

②本計画における指定方針

- 1) 期間満了となる既設の鳥獣保護区については、原則として指定期間の更新を行うものとしますが、その際、鳥獣による被害等の状況や鳥獣の生息状況等に応じて、指定区域など必要な見直しを行うものとします。
- 2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、自然環境保全条例等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努めます。
- 3) 指定期間は、従来どおり 10 年とします。
- 4) 本計画において指定を計画している鳥獣保護区以外であっても、鳥獣の生息状況や地域における鳥獣の保護活動の状況等から、特定猟具使用禁止区域のうち特に鳥獣の保護を図る必要がある地域や鳥獣の重要な生息地等については、必要に応じて地域の関係団体等と調整の上、鳥獣保護区の指定に努めるものとします。

③指定における留意事項

- 1) 鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めます。

- 2) 行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めます。
- 3) 区域界については、河川、海岸線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により設定するよう努めます。

④指定区分

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとします。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、山麓から山頂一帯まで偏りなく配置するよう努めます。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

天然林、林相地形が変化に富む地域、溪流又は沼沢を含む地域、餌となる動植物が豊富な地域

2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定します。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めます。

ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

3) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定します。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区		本計画期間中に指定する鳥獣保護区						本計画期間中に区域拡大する鳥獣保護区					
				R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計
森林鳥獣生息地	箇所	20	40	箇所					0						0
	面積(ha)	20,808	38,983	変動面積(ha)					0						0
集団渡来地	箇所	3	11	箇所					0						0
	面積(ha)	5,919	12,049	変動面積(ha)					0						0
身近な鳥獣生息地	箇所	16	28	箇所					0						0
	面積(ha)	5,766	8,335	変動面積(ha)					0						0
計	箇所	39	79	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)	32,493	59,367	変動面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	本計画期間中に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間中に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減	計画終了時の鳥獣保護区
	R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計		
箇所						0						0	0	40
変動面積(ha)						0						0	0	38,983
箇所						0						0	0	11
変動面積(ha)						0						0	0	12,049
箇所						0						0	0	28
変動面積(ha)						0						0	0	8,335
箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79
変動面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59,367

※地元等の要望があり、かつ、地域の合意形成がなされたものについては、計画外であっても、鳥獣保護区の指定を行っていきます。

①鳥獣保護区の指定計画

本計画期間中における新たな指定の予定はありません。

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(単位：ha)

年度	指定区分	鳥獣保護区名称	変更 区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更 理由	備考
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積			
令和4年度	森林鳥獣 生息地	高萩	期間 更新	890		890	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで		
		大宮	同上	890		890	同上		
		友部	同上	724		724	同上		
	集団渡来地	霞ヶ浦	同上	5,290		5,290	同上		
	身近な鳥獣 生息地	納場	同上	120		120	同上		
		龍神山	同上	581		581	同上		
		逆井城跡公園	同上	140		140	同上		
計		7箇所		8,635	0	8,635			
令和5年度	森林鳥獣 生息地	高岡	期間 更新	4,485		4,485	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
		袋田	同上	279		279	同上		
		太田西山	同上	1,490		1,490	同上		
		那珂	同上	1,280		1,280	同上		
		柿岡東	同上	1,240		1,240	同上		
		中央青年の家	同上	700		700	同上		
		乙戸沼	同上	880		880	同上		
		守谷取手	同上	2,109		2,109	同上		
	集団渡来地	取手	同上	600		600	同上		
	身近な鳥獣 生息地	大子中央	同上	580		580	同上		
		千波	同上	1,300		1,300	同上		
		さしま	同上	470		470	同上		
		龍ヶ崎	同上	1,130		1,130	同上		
計		13箇所		16,543	0	16,543			

令和6年度	森林鳥獣 生息地	高柴	期間 更新	465		465	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
		町付	同上	182		182	同上		
		麻生	同上	2,500		2,500	同上		
	身近な鳥獣 生息地	十王	同上	150		150	同上		
		大塚池	同上	270		270	同上		
		高須崎	同上	151		151	同上		
		八千代	同上	491		491	同上		
計		7箇所		4,209	0	4,209			
令和7年度	森林鳥獣 生息地	五浦	期間 更新	112		112	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
		大中	同上	320		320	同上		
		五里平	同上	230		230	同上		
		愛宕山	同上	807		807	同上		
		波崎南	同上	900		900	同上		
	身近な鳥獣 生息地	笠間湖	同上	210		210	同上		
		三ツ石森林公園	同上	5		5	同上		
		龍ヶ崎市森林公園	同上	45		45	同上		
		宮山	同上	20		20	同上		
計		9箇所		2,649	0	2,649			
令和8年度	森林鳥獣 生息地	大菅	期間 更新	325		325	令和8年11月1日から 令和18年10月30日まで		
	集団渡来地	花貫ダム	同上	29		29	同上		
	身近な鳥獣 生息地	小貝川ふれあい公園	同上	103		103	同上		
計		3箇所		457	0	457			
合 計		39箇所		32,493	0	32,493			

3 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、第12次計画までに8箇所802ヘクタールを指定していますが、本計画においては、期間満了となる特別保護地区については原則として再指定することとします。

また、特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地については、鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持にも資することから、特別保護地区の指定に向けて関係団体等との調整を進めるものとします。

さらに、集団渡来地の鳥獣保護区内の特別保護地区については、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれがある場合には、特別保護指定区域として指定するよう努めます。

特別保護地区の指定（再指定を含む。）に当たっては、鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等地域の関係者の合意形成に努めます。

なお、指定期間は、原則として鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとします。

※特別保護地区：鳥獣保護区内にあって、鳥獣の保護又は生息地の保全のため、建築物の建設、水面の埋め立て、干拓及び木竹の伐採等を制限する地域（環境大臣又は知事が指定）。

※特別保護指定区域：特別保護地区内にあって、人の立入り、車両の乗り入れ等によって鳥獣の生息や繁殖等に悪影響が生じるおそれがある区域において、それらの行為を制限する区域（環境大臣又は知事が指定）。

（２）特別保護地区の指定計画

区 分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区		本計画期間中に指定する特別保護地区 (再指定を含む)						本計画期間中に区域拡大する特別保護地区					
					R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計
森林鳥獣生息地	箇所	1	6	箇 所		1				1						0
	面積(ha)	14	335	変動面積(ha)		14				14						0
集団渡来地	箇所	0	2	箇 所						0						0
	面積(ha)	0	467	変動面積(ha)						0						0
計	箇所	1	8	箇 所	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)	14	802	変動面積(ha)	0	14	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0

	本計画期間中に区域縮小する特別保護地区						本計画期間中に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増減	計画終了時の特別保護地区
	R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計		
箇 所						0		1				1	0	6
変動面積(ha)						0		14				14	0	335
箇 所						0						0	0	2
変動面積(ha)						0						0	0	467
箇 所	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	8
変動面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0	802

(単位：ha)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和5年度	森林鳥獣生息地	太田西山	1,490	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで	14	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで			再指定
計		1箇所	1,490		14		0		

4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

既設の鳥獣保護区において、イノシシによる農林業被害が著しい場合で、鳥獣保護区の期間更新の同意が得られない場合は、被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図ることを目的に、鳥獣保護区を一時的に解除し、イノシシ以外の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定を検討します。

当該区域の指定期間は、イノシシを対象とした第二種特定鳥獣管理計画の終期までとし、期間満了後は鳥獣保護区に戻すことを前提に被害の状況を検証します。

5 休猟区の指定

本計画においては、農林水産業被害の状況や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者登録数の動向などに鑑み、当面、新たな休猟区の指定は行わないものとします。

ただし、明らかな狩猟鳥獣等の減少が見られる場合は、休猟区の指定を検討するものとし

ます。

休猟区を指定する場合は、指定期間は2年とします。狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域を指定するものとし、その指定に当たっては、農林水産業の関係者、地域住民等の理解が得られるよう留意します。

また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めます。

6 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するとともに、鳥獣保護管理員を配置し定期的な巡視を行うよう努めます。

また、鳥獣の観察に適する場所においては、市町村等の協力を得ながら、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路や観察舎等の利用施設の整備に努め、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図ります。

さらに、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施を検討し、生息環境の改善に努めます。

なお、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図ります。

第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

放鳥の対象とするキジ、ヤマドリについては、人工増殖業者等に対し次の点に配慮するよう指導します。

- ①県の放鳥計画に対応する優良種の羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
- ②近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図ること。
- ③地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に元来生息する個体（同一亜種に限る）のみを対象とすること。

なお、獣類の人工増殖については、行わないこととします。

(2) 人工増殖計画

年度	鳥獣名	指 導 方 法 等
令和4年度 ～ 令和8年度	キジ、 ヤマドリ	対象：茨城県日本キジ・ヤマドリ養殖組合等 方法：巡回指導 内容：地域個体群交雑防止に関する助言

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥事業は、狩猟鳥であるキジ、ヤマドリ保護繁殖のみならず、鳥獣の個体数管理や農林水産業等への被害防止に社会的な役割を果たす狩猟者の育成に寄与することを目的としています。

実施に当たっては、県の放鳥計画に基づき関係団体と連携し、各種調査を行うほか、遺伝的な攪乱の防止、その他生物多様性の確保の観点で踏まえ、その効果と影響を勘案して、必要に応じて見直しを行います。

なお、放鳥事業は、次の事項に留意して実施します。

- ①放鳥する鳥類の生息状況、農作物被害の発生状況等を関係機関へ確認した上で、放鳥数、放鳥場所の検討を行うこと。
- ②放鳥する鳥類が、生息地及び餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、人工増殖業者等に対する衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等を要請、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討する。
- ③放鳥する個体に標識を付して、定着状況を調査すること。

また、放獣については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、行わないよう関係団体等に対し指導します。

(2) 放鳥計画

(単位：羽)

種類名	対象地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キジ	県内全域	500	500	500	500	500
ヤマドリ	県北地域	200	200	200	200	200

(3) 放獣計画

獣類の人工増殖計画はなく、放獣は行わないこととします。

第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされています。その基準に係る共通事項は、次のとおりとします。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ①捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ②捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

③第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

※鳥獣保護管理法においては、個人又は法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となります。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能です。

（2）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付します。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付します。

また、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区において捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点に加え、捕獲対象種以外の鳥獣の生息に極力影響を与えないよう、銃器の使用は必要最小限とするなど適切な条件を付します。

そのほか、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付します。

（3）わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可については、次の基準を設定します。ただし、とらばさみを使用した方法での許可申請については、禁止猟法であることから許可しないこととします。

①イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法の許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。ただし、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りではありません。

②イノシシ、ニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

なお、締付け防止金具については、その機能を果たすことができるよう装着する必要があることから、許可対象者への周知に努めます。

(4) 許可権限の市町村長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、広域的な見地からの判断の必要性及び市町村における保護管理体制を勘案し、必要に応じ市町村への捕獲許可権限の移譲について検討します。

次の鳥獣（22種）に係る有害鳥獣捕獲許可権限については、引き続き市町村に移譲し、法令、本計画及び「有害鳥獣捕獲許可事務実施要領」等に従って適切に事務が遂行されるよう助言します。

また、県への許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう助言します。

なお、権限を移譲する種については、鳥獣の生息状況や被害等の発生状況のほか、市町村の体制等を勘案した上で、必要に応じて見直しを行います。

カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、キョン

(5) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとします。

また、わなの使用に当たっては、鳥獣保護管理法第9条第12項に基づく標識の装着を行います。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできます。

(6) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導します。また、捕獲物等を食用として活用する場合には、関係法令等に基づき適切に処理するよう指導します。

豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底します。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導します。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導します。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請

者に対して十分周知を図ります。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応します。

(7) 錯誤捕獲の防止

錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導します。

なお、迅速かつ安全な放獣が実施できずやむを得ず捕獲する場合は、捕獲許可等の手続を行うものとします。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要のほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところですが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図ります。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価します。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱います。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めません。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとします。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとします。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

①研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものとします。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認

めません。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

②許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要最小限の種類又は数（羽、頭又は個）。

ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とします。

④期間

1年以内。

⑤区域

研究の目的を達成するために必要最小限の区域。

⑥方法

次の1)及び2)に掲げる条件に適合するものとします。

- 1) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではありません。

⑦捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の1)から3)に掲げる条件に適合するものとします。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

①許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

②鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではありません。

③期間

1年以内。

④区域

原則として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。

⑤方法

網、わな又は手捕り。

⑥捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着して放鳥するものとします。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて殺処分等の措置を講じることができます。

3 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとします。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥類の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。

③期間

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④区域

第一種特定鳥獣保護計画の目標達成を図るために必要かつ適切な区域。

⑤方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥類の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③期間

1年以内。

④区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤方法

禁止猟法は認めません。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥類の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③期間

1年以内。

④区域

必要と認められる区域。

⑤方法

禁止猟法は認めません。

4 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下(1)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下(1)において「予察」という。）についても許可する基準とします。

①許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者としてします。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1) から5) のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができます。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

4) 法人に対する許可であって、以下のアからエの条件を全て満たす場合

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性が確保されていると認められること

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

5) 昭和38年12月4日付け林野造第2047号林野庁長官通達に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長等より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官行造林地に限って、網又はわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合

②鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とし、鳥類の卵の採取等の許可は、原則として現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成で

きない場合に限ります。許可する数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数とします。

③期間

- 1) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とします。
- 2) ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りではありません。
- 3) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮します。
- 4) 原則として銃器を使用する場合は1か月以内（銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く）、銃器以外（わな等）を使用する場合は、3か月以内とします。ただし、イノシシ、ニホンジカ及びキョンの捕獲にあつては、それらの手段にかかわらず1年以内とします。
- 5) 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可するものとし、あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応することとします。

④区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とします。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮します。特に、集団渡来地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをします。

⑤方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めません。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではありません。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めます。

⑥被害の防止の目的による捕獲の適正化のための体制整備

捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとします。

また、生息状況や被害の発生状況を踏まえた捕獲の適正かつ効率的な実施や農業者への被害防止対策の普及等を行うため、保護及び管理の担い手となる人材の確保・育成に努めます。さらに、適切な管理を行うため、専門的知見を有する人材を積極的に活用します。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ等の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域において、銃器を使用して被害の防止の目的による捕獲を実施する場合は、その地域ごとにあらかじめ捕獲

隊（被害の防止の目的による捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ）を編成するよう指導します。

2) 関係者の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携し、円滑に被害の防止の目的による捕獲を実施するため、県関係部局、関係機関等との連携の強化に努めるとともに、地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会を設置するよう、市町村に助言します。

また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。）と連携を図るよう指導します。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の住民への情報普及により、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言します。

⑦その他

1) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可します。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではありません。

2) 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可します。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をします。

3) 予察捕獲

ア 予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とします。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではありません。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成します。

予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察します。

予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努めます。

イ 予察表

加害鳥獣	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		予察捕獲 許可対象	その他
カルガモ	野菜、 レンコン、 水稲	←												土浦市、下妻市、常総市、 筑西市、かすみがうら市、 行方市、鉾田市、小美玉市	○	
ヒヨドリ	果樹、野菜				←		→							日立市、下妻市、筑西市、 小美玉市、八千代町	○	
ムクドリ	果樹				←		→							土浦市、下妻市、常総市、 筑西市、小美玉市	○	
カラス類	水稲、麦類、 豆類、 飼料作物、 果樹、野菜、 ソバ	←												県内全域	○	生活 被害
	送電線	←						→						県内全域	○	
イノシシ	水稲、麦類、 イモ類、 飼料作物、 果樹、野菜	←												県内全域	○	
ニホンジカ	水稲、豆類、 樹木	←												県内全域	○	

4) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 第 1 項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得るものとします。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

①許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の 1) から 4) の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができます。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

②鳥類の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。

③期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とします。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応します。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮します。

④区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とします。

⑤方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めません。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではありません。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めます。

5 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として下表の基準によります。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

区分	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の種類及び数（羽、頭又は個）。	6か月以内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者であって原則として県内に住所を有する者。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	人工養殖が可能と認められる種類で過度の近親交配の防止に必要な最小限の数（羽、頭又は個）とし、放鳥を目的とする場合は対象地と同様の遺伝的特性を持つ個体とする。			網・わな又は手捕り。
鵜飼漁業への利用の目的	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の数（羽、頭又は個）。			手捕り。

伝統的な 祭礼行事 等に用い る目的	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。	必要最小限の数 （羽、頭又は個）。 捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。	30 日 以 内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
その他特 別な事由	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。				

6 鳥類の飼養の適正化

（1）方針

鳥獣は、本来自然のままに保護することが望ましいという考え方から、愛玩飼養のための捕獲は許可しないこととします。

（2）適正化に向けた方策

①違法飼養防止のため、県や市町村の広報誌等により、県民に法令の趣旨の周知を図るほか、鳥獣保護管理員等による巡回指導を強化します。

②鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、登録票の交付事務を行っている市町村に対し、次の点に留意し事務を執行するよう周知します。

- 1）登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- 2）平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- 3）装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- 4）他都道府県において愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

③違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適切な管理に努めます。

7 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可します。

- ①販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ②捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とします。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とします。

第七 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 指定の方針

①銃猟に伴う危険等を予防するための区域「特定猟具使用禁止区域（銃）」

「特定猟具使用禁止区域（銃）」は、市街地、学校などの公共施設の周辺、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている公園等を対象に、216箇所 61,501ヘクタールを設定（第12次計画終了時）しています。

本計画期間中においては、新たな指定の予定はありません。なお、期間満了となる区域については、原則として指定期間を更新するものとします。

また、銃猟による事故が頻発している地区又は事故発生のおそれのある地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）については、引き続き特定猟具使用禁止区域（銃）の指定に努めます。

なお、指定期間は20年とします。

②わな猟に伴う危険を予防するための区域「特定猟具使用禁止区域（わな）」

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について指定するものとします。

なお、指定期間は20年とします。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

区 分		既指定特定 猟具使用禁 止区域		本計画期間中に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間中に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	216	箇所						0						0
	面積(ha)	61,501	変動面積(ha)						0						0
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所		箇所						0						0
	面積(ha)		変動面積(ha)						0						0

	本計画期間中に区域縮小する特定猟具使用禁止区域						本計画期間中に解除又は期間満了となる特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域
	R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計		
箇所						0						0	0	216
変動面積(ha)						0						0	0	61,501
箇所						0						0	0	0
変動面積(ha)						0						0	0	0

※地元等の要望があり、かつ、地域の合意形成がなされたものについては、計画外であっても、特定猟具使用禁止区域の指定を行います。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(単位: ha)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(銃猟)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(わな猟)	指定面積	指定期間	備考
令和4年度	日立市	十王川	4	令和4年11月1日から令和24年10月31日まで	再指定					
		入四間	225	同上	同上					
	常陸太田市	増井	350	同上	同上					
	那珂市	南酒出	161	同上	同上					
		宮の池	70	同上	同上					
		水戸農高	330	同上	同上					
		文洞池	87	同上	同上					
	ひたちなか市	勝田	18	同上	同上					
	大洗町	大洗	301	同上	同上					
	水戸市、茨城町	森戸若宮	158	同上	同上					
	桜川市	真壁町寺下	31	同上	同上					
	かすみがうら市	千代田中学	110	同上	同上					
	土浦市	上高津	50	同上	同上					
	つくば市	研究学園都市西	322	同上	同上					
		豊里	213	同上	同上					
	稲敷市	東	29	同上	同上					
	牛久市、つくば市	牛久	1,367	同上	同上					
	牛久市	牛久北	413	同上	同上					
	取手市	取手	653	同上	同上					
	八千代町	八千代中央	125	同上	同上					
		八千代西	26	同上	同上					
	古河市	八俣送信所	234	同上	同上					
	古河市、坂東市	三和南親水公園	33	同上	同上					
計	23箇所		5,310							
令和5年度	日立市	小木津	360	令和5年11月1日から令和25年10月31日まで	再指定					
		東小沢	23	同上	同上					
	常陸大宮市	大宮	300	同上	同上					
	水戸市、城里町	十万原	350	同上	同上					
	水戸市	長者山	588	同上	同上					
		弁天池	370	同上	同上					
		寿地区	380	同上	同上					
	水戸市、茨城町	水戸茨城	2,198	同上	同上					
	笠間市	大橋池野辺	88	同上	同上					
		下市毛	568	同上	同上					
	潮来市	浪逆浦	466	同上	同上					
	つくば市	松栄	116	同上	同上					
	稲敷市	幸田	56	同上	同上					
	牛久市、つくば市	研究学園都市南	1,205	同上	同上					
	つくばみらい市	下小目	16	同上	同上					
	境町	境	150	同上	同上					
計	16箇所		7,234							

令和 6 年度	北茨城市	磯原	420	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	再指定					
	高萩市	高戸海岸	33	同上	同上					
	高萩市、日立市	宇宙センター	10	同上	同上					
	大子町	長福寺	20	同上	同上					
	東海村	東海	3,106	同上	同上					
	ひたちなか市	原山	117	同上	同上					
	那珂市	核融合研究センター	130	同上	同上					
	水戸市、笠間市	友部	1,688	同上	同上					
	笠間市、石岡市	吾国山ユースセンター	57	同上	同上					
	石岡市	八郷	120	同上	同上					
	つくば市	上里	155	同上	同上					
	桜川市	鍼田	9	同上	同上					
	筑西市	明野	126	同上	同上					
	結城市	粕札	58	同上	同上					
	常総市、八千代町	石下	130	同上	同上					
	常総市、坂東市	坂手	445	同上	同上					
	常総市	坂手南	145	同上	同上					
	坂東市	岩井市東信団地	140	同上	同上					
計	18箇所		6,909							
令和 7 年度	日立市	上台苗畑	232	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	再指定					
		日高	96	同上	同上					
	常陸大宮市	下小川	189	同上	同上					
	ひたちなか市、 東海村	長砂・新光町	771	同上	同上					
	水戸市	内原	90	同上	同上					
	笠間市	大古山	21	同上	同上					
	行方市	北浦複合団地	32	同上	同上					
	土浦市	新治	50	同上	同上					
	守谷市	守谷東	702	同上	同上					
		守谷北	390	同上	同上					
計	10箇所		2,573							
令和 8 年度	常陸太田市	堅磐	186	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	再指定					
	水戸市	田野	240	同上	同上					
	茨城町	小幡城跡	149	同上	同上					
	神栖市	息栖	58	同上	同上					
	かすみがうら市	柏崎	100	同上	同上					
		松崎	11	同上	同上					
	土浦市、 かすみがうら市	鶴沼	271	同上	同上					
	土浦市、つくば市	穴塚大池	226	同上	同上					
	つくば市	沼崎	55	同上	同上					
	つくば市、 つくばみらい市	西谷田川	2,233	同上	同上					
	美浦村、稲敷市	美浦トレセン	300	同上	同上					
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎西	1,221	同上	同上					
	つくばみらい市	筒戸	141	同上	同上					
	筑西市、結城市	川島	290	同上	同上					
	結城市	田間・上成	320	同上	同上					
計	15箇所		5,801							
合計	82箇所		27,827							

2 猟区の設定等

(1) 設定の方針

第12次計画終了時において、猟区の設定はありません。

本計画では、地方公共団体のみならず民間の創意工夫を取り入れた猟区の設定を進め、秩序ある狩猟及び狩猟者育成の場の提供を推進することとします。

なお、猟区が設定されたときには、狩猟者団体等と連携して、猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングの取組を進めます。

(2) 認可の方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては、次の点を十分考慮します。

- ① 狩猟免許を受けている者又は県猟友会からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有していること。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

3 指定猟法禁止区域の指定等

(1) 指定の方針

本県では、鉛製銃弾の使用を禁止する地区として、桜川指定猟法禁止区域を無期限で指定しています。

鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めます。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めます。

(2) 許可の方針

桜川指定猟法禁止区域内における鉛製銃弾の使用は原則として許可しないこととします。

第八 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的に、必要に応じて次の計画を作成し、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進します。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣について、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合に作成します。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等について、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に作成します。

2 特定計画に基づく対策の推進

第12次計画終了時において作成済みの第二種特定鳥獣管理計画（下表）に基づき、対象種の特性を踏まえた個体群管理や生息環境管理、被害防除対策を推進します。

名 称	対象鳥獣	第13次計画中の 計画期間	対象区域
茨城県イノシシ管理計画	イノシシ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	県内全域
茨城県ニホンジカ管理方針	ニホンジカ	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	県内全域

全国的なクマ類の生活圏への出没や人的被害の多発等を背景に、令和6年にクマ類が鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣に指定されたことを踏まえ、本県においては、生息域拡大前の段階から、普及啓発や注意喚起に取り組んでいくため、ツキノワグマについて第二種特定鳥獣管理計画を策定します。

また、捕獲の担い手となる人材の確保・育成等の対策に取り組むとともに、必要に応じ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施します。

なお、設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行い、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ順応的に計画の見直しを行います。

3 特定計画対象種以外の対策の推進

近年、生息分布が拡大し内水面漁業等への被害が深刻化しているカワウについては、県域を越えた対策が必要であることから、平成17年5月に1都9県による関東カワウ広域協議会が設置され、一斉追い払いや一斉モニタリング等の広域的な被害防除対策を実施しています。

引き続き、カワウの生息数等のデータ集積を進め、第二種特定鳥獣管理計画の策定の必要性について検討します。

第九 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を進めるため、必要に応じて次の調査を実施します。また、県自然博物館や国の研究機関、保護団体等と連携しつつ、調査研究体制の整備に努めます。

なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、登録狩猟及び被害防止目的の捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の情報収集に努めるとともに、迅速かつ効率的な集積及びその活用を図ります。

また、各種調査の実施に当たっては、その情報を5kmメッシュ又は1kmメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図ります。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在するガン・カモ・ハクチョウ類の主な渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、環境省の依頼に基づき種別の生息数や飛来時期等を調査します。

本調査は、毎年1月中旬の別に定める日に実施される全国的な一斉調査として行います。

(2) 狩猟鳥獣生息状況調査等

① 狩猟鳥獣生息状況調査

イノシシ及びニホンジカの登録狩猟を行う狩猟者に対しアンケートを実施し、捕獲位置情報や捕獲個体の性別、捕獲年月日等できる限り詳細な捕獲データを収集します。

また、イノシシの被害防止目的の捕獲を実施した市町村に協力を求め、捕獲した個体に関するデータを収集し、第二種特定鳥獣管理計画改定等の基礎資料とします。

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容
イノシシ、 ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	・ 狩猟者に対するアンケート調査 ・ 被害防止目的の捕獲実施市町村からのイノシシ捕獲調査

② 放鳥効果測定調査

放鳥するキジ及びヤマドリに標識（足環）を付し、回収された標識情報を分析することにより、放鳥した地域での定着割合等を明らかにします。

対象鳥獣	調査年度	放鳥数	標 識		調 査 方 法
			種類	装着数	
キジ	令和4年度 ～	2,500羽	足環	1,250個	狩猟者からの足環回収報告調査
ヤマドリ	令和8年度	1,000羽	足環	500個	

③狩猟実態調査

初猟日及び狩猟期間におけるキジ、ヤマドリ等の目撃状況等や県内の主な出猟場所等について狩猟者にアンケートを行い、狩猟の実態を把握します。

対 象 鳥 獣	調査年度	調 査 方 法 ・ 内 容
キジ、ヤマドリ、キジバト、カモ類、カワウ、イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	狩猟者に対するアンケート調査 出猟日数・場所、生息数の増減傾向等

(3) 第二種特定鳥獣の生息状況等調査

イノシシによる農作物被害を軽減するため、生息分布、生息環境等を調査し、イノシシ管理計画の基礎資料とするほか、市町村の関係部局と連携し、早期の対策検討に努めます。

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容
イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	農業関係者や狩猟関係者に対するアンケート調査

第十 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員はこれまでと同様に配置し、鳥獣保護管理事業の円滑な推進を図るため計画的に研修を受講し、専門的な知識の向上を図るよう努めるものとします。

(2) 配置計画

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
〈本庁〉 県民生活環境部 環境政策課 自然・鳥獣保護管理 グループ	3	0	3	3	0	3	○鳥獣保護管理関係 鳥獣保護管理事業の企画調整 鳥獣保護区等の指定 鳥獣保護管理員の任命 傷病鳥獣の救護 放鳥事業の実施 鳥獣捕獲許可及び有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣の生息基本調査 鳥獣保護団体の指導育成 鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣センターの管理 ○狩猟関係 狩猟免許 狩猟者登録（県外在住者） 狩猟取締り 狩猟者団体の指導 狩猟者研修センターの整備

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
〈本庁〉 県民生活環境部 環境政策課 県央環境保全室	0	1	1	0	1	1	○鳥獣保護管理関係 鳥獣保護管理員の管理 傷病鳥獣の救護 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣捕獲許可 鳥獣保護団体の指導育成 鳥獣保護思想の普及啓発 ○狩猟関係 狩猟免許 狩猟者登録（県内在住者） 狩猟取締り 狩猟者団体の指導
〈出先機関〉 県北県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	
鹿行県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	
県南県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	
県西県民センター 環境・保安課	0	1	1	0	1	1	

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数	規模	人数	内 容
野生生物研修	環境省	12 月	年 1 回	全国	1 ～ 2 名	野生生物保護管理行政に関する研修

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命し、原則として各市町村に 1 人以上配置します。また、広域的な鳥獣の生息状況の把握及び傷病鳥獣の救護等を担う鳥獣保護管理員を各県民センター等に配置します。

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理のほか、鳥獣の生息状況に関する調査、鳥獣保護思想の普及啓発ですが、鳥獣による農林水産業への被害の発生状況等を踏まえ、地域における鳥獣の管理に関する助言・指導や環境教育の推進などにも積極的に取り組むよう努めます。

(2) 配置計画

基準 設置数 (A)	令和 3 年度末		年 度 計 画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	平均 (C)	充足率 (C/A)
人 9 5	人 9 5	% 1 0 0	人 9 5	人 9 5	人 9 5	人 9 5	人 9 5	人 9 5	% 1 0 0

(3) 年間活動計画

活動内容	実 施 時 期												備考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
鳥獣保護区の管理	←											→	
狩猟期間中の取締り・指導									←		→		
違法捕獲・飼養取締り	←											→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→	
傷病鳥獣の救護	←											→	
鳥獣の生息状況調査	←											→	

(4) 研修計画

名 称	主 催	回 数	規 模	内 容
鳥獣保護 管 理 員 研 修	各県民センター 県央環境保全室 (必要に応じて 環境政策課)	年 2 回 (4 月、 10 月)	各県民センター 県央環境保全室 単位 (必要に応じて 全県)	・鳥獣保護管理及び狩猟に関する法令について ・鳥獣保護管理員の職務について ・鳥獣保護区等の管理について ・鳥獣保護指導の普及啓発について ・違法捕獲及び違法飼養について ・狩猟期間中の取締りについて

3 鳥獣の保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、狩猟者を始めとした捕獲の担い手の育成及び確保に努めます。

また、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による鳥獣の保護及び管理を行うことができる担い手を確保及び育成する取組についても検討を進めます。

本計画では、鳥獣の保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が進行しているため、狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、捕獲技術の向上を図り、継承していくための仕組みづくりにより、狩猟者の減少防止対策を検討します。

(2) 実施計画

①狩猟者の意識向上

狩猟免許更新講習会等の機会を利用し、狩猟事故や違法行為の防止とともに、狩猟の公益的役割について普及啓発を行うことにより、狩猟者の鳥獣の保護及び管理に関する意識の向上を図ります。

②狩猟者確保のための方策

狩猟免許試験の複数開催、休日開催等による受験機会の拡大等を実施し、狩猟関係の継続の利便性の向上を図ります。

③狩猟に関する知識・技術の向上

狩猟免許取得から一定期間以内の狩猟者を対象とした研修等を実施し、知識・技術の向上を図ります。

④認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供します。

4 鳥獣センターの設置

(1) 方針

茨城県鳥獣センターは、鳥獣保護思想の普及啓発の拠点として昭和 44 年に開設され、広く県民に利用されており（令和 2 年度利用者数：約 84,600 人）、傷病鳥獣の保護・飼養を行っています。

また、施設の効率的な管理・運営を図るため指定管理者制度を導入しているところですが、委託事業の点検、見直しを定期的を実施し、効果的な救護体制の整備に努めます。

(2) 鳥獣センターの施設概要

名 称	施設の 所在地	面積	施設概要	施設の内容	利用方針	備考
茨城県鳥獣 センター	那珂市 戸	1.9ha	事務室・展示室 救護禽舎 展示舎	・ 傷病鳥獣が自然復帰 できるまでの保護・ 飼養 ・ パネル等の展示	自由観覧 (無料)	那珂鳥獣 保護区内

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察本部と協力し、毎年度、年間計画を立てて実施します。

また、迅速かつ適正な取締りを行うため、次の方策を講じます。

①過去の違反状況の分析の結果に基づき、月別重点事項を定めて行います。

②狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化します。

1) 過去数年間において違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと

2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること

③特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮します。

④氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）及びその他捜査に関する所定の手続きを踏まえた上で領置等の捜査を行います。

⑤ペットショップ等を対象とした流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施します。

⑥我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮します。

⑦取締りに必要な機動力を確保するため、鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備します。

⑧狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、鳥獣保護管理法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、県猟友会の協力を得て定期的な講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上に努めます。

⑨任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めます。

⑩警察本部との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、連携強化に努めます。

⑪取締りに際しての情報収集等については、鳥獣保護管理員や民間団体等との連携・協力に努めます。

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
狩猟取締り及び指導									←		→		・日の出前、日没後の指導 ・捕獲制限羽(頭)数 ・住宅密集地等
違法捕獲取締り	←											→	・ひな、卵の採取 ・かすみ網等による違法捕獲 ・かすみ網の所持販売
違法飼養取締り	←											→	・無許可飼養 ・剥製業者

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、県においては地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図ります。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じます。

第十一 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

1 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施します。

2 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

傷病鳥獣の救護にあつては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、民間の参画等を得ていくことが重要であることから、鳥獣センターを中心として、市町村、獣医師会、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を構築し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等に努めます。

救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、効果的な救護を実施します。そのため、以下の点について検討します。

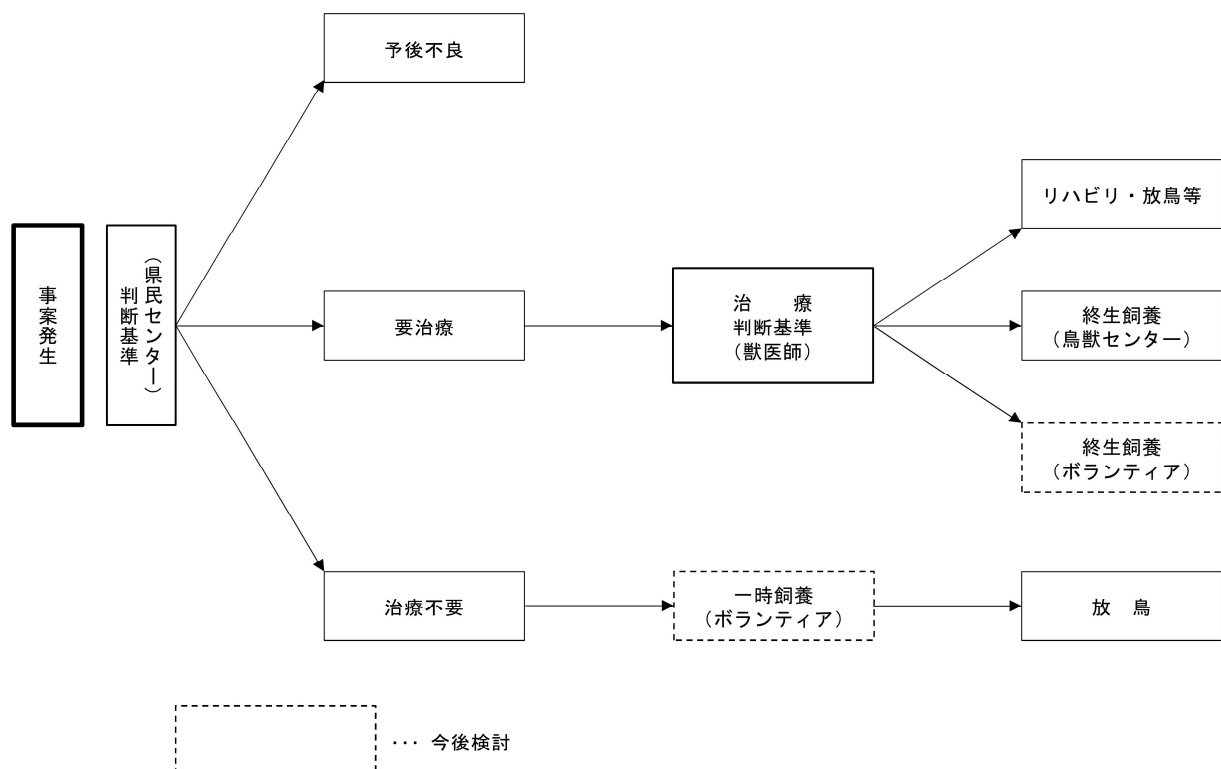
- ①救護する個体の判断基準の設定（人為的要因による要治療個体）
- ②獣医師による判断基準の設定（リハビリテーション、放鳥、終生飼養、その他）
- ③一時飼養及び終生飼養に携わるボランティアなど民間による取り組み

- ④野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣の取扱い
- ⑤油等汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係機関、団体、ボランティアなど救護体制の整備

(2) 救護を行うに当たっての留意事項

- ①救護の対象は、原則として、人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した野生鳥獣とし、「傷病鳥獣救護事業実施要領」により具体的に定めるものとします。
- ②ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県や市町村の広報誌等を通じ、県民に対し周知徹底を図ります。
- ③原則として、救護者が指定動物病院等へ搬入することとします。ただし、オオタカ等県版レッドリストに記載されている種の保護については、行政機関が主導的に実施します。
- ④収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握します。仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処するとともに、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意するものとします。なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供します。

【救護体制のフロー】



3 感染症等への対応

(1) 方針

本県においては、令和2年6月に初めて野生イノシシの豚熱（CSF）ウイルス陽性個体が確認されるとともに、令和3年2月には平成29年1月以降、約4年ぶりとなる野鳥の高病原性

鳥インフルエンザ陽性個体が確認されました。

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行います。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に関係機関との連絡体制を整備します。

野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局と連携して対策を実施するとともに、県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行います。

また、福島第一原子力発電所事故による野生鳥獣への放射性物質の影響が依然として確認されていることから、引き続き情報収集に努めます。

(2) 具体的な対応

①高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査の実施に努めます。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、県民への情報提供や普及啓発等を適切に実施します。

②豚熱（CSF）等については、令和2年6月に本県で初めて野生イノシシの陽性個体が確認され、その後も継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努めます。なお、捕獲を実施するに当たっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導します。

③上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討します。

④福島第一原子力発電所事故による野生鳥獣への放射性物質の影響については、国や市町村と連携しながらモニタリング等を実施するとともに、県民に対し正確な情報の提供を行います。

4 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣は自然を構成する大切な要素であり、生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っているとともに、人間の生活に欠くことのできないものです。

鳥獣をその生息環境とともに次世代に引き継いでいくため、鳥獣の生態や保護及び管理の必要性などについてホームページ等で情報発信を行うとともに、小中学生・高校生を対

象とした愛鳥週間ポスター原画コンクールの実施により、自然を大切にする心を育むなど、幅広い世代への普及啓発に努めます。

（２）安易な餌付けの防止等

希少種保護等を目的としたものを除く鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害や、市街地出沒の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者と野生鳥獣間での感染症の伝播の要因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあります。

このため、以下のとおり普及啓発に努めます。

- ①安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ②観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うこと。
- ③生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

（３）法令の普及の徹底

狩猟に関する法令やマナーの遵守について、講習会等の様々な機会を通じ、狩猟者に対する普及啓発を行います。

また、鳥獣の捕獲規制や飼養登録制度等、県民に特に関係する事項については、県や市町村の広報誌やパンフレット、ホームページ等により周知徹底を図ります。

（４）獣肉等の有効活用

放射性物質の影響により、県内で捕獲されたイノシシの肉は原則として出荷が制限されていることから、引き続きモニタリングを実施し、県民に対し正確な情報の提供を行うとともに、出荷制限の遵守徹底と自家消費の自粛について周知を図ります。

また、将来的な出荷制限の解除を見据え、例外的に出荷が認められている処理加工施設において安全が確認されたイノシシ肉の流通等を通して、獣肉等の有効活用に対する県民の理解促進と関心向上に努めます。